

租税訴訟における 要件事実の考え方

——裁判官による法的判断の構造

ける要件事実の考え方
による法的判断の構造
増田英敏氏



創価大学名誉教授・弁護士

伊藤滋夫氏

専修大学法学部教授・弁護士

増田英敏氏

■とき：平成27年6月19日(金)

第1部 講演

I 要件事実とは

要件事実の考え方と 裁判官による法的判断の構造

本日は、「租税訴訟における要件事実の考え方——裁判官による法的判断の構造」ということでお話をいたします。訴訟において、裁判官が判決をするに当たってどのような判断の仕方をしているのか、あるいは審理をしていくに当たってどのような点にポイントを置いているのかという、裁判官による法的判断の構造を知っておくことは、税理士の皆様にもお役に立つのではないかと考えております。

要件事実というものは、法曹界ではお互いの意思を正確に伝え合うための共通言語とも言われており、非常に重要なものと思われています。税務の世界におきましても、私も税務大学校でお話をしたことがございますし、最近では国税当局や税務職員の研修などにおいても、要件事

実の考え方が重視されているように思います。

その意味では、要件事実というものを基本にして相互に法的な意見の交換ができるという時代に入ってきているし、またそういう姿勢が必要ではないかと考えております。

さて、それでは民事訴訟と租税訴訟の大きく二つの分野に分けて話を進めてまいります。まず、基礎として民事訴訟における要件事実の考え方をお話しします。ここで要件事実とは何かをつかんで頂き、その後、租税訴訟における要件事実の考え方をお話ししてまいります。

まず要件事実とは何か、と申しますと、例えば、売買契約の締結をしたとすると、そこで売買代金請求権が発生します。そういう直接に法律効果が発生するような事実を、要件事実(主要事実・直接事実)といいます。

ここで発生した売買代金請求権という権利の存在は目に見えないので、そのための要件事実(売買契約締結の事実)の存否を判断するために、いろいろな証拠調

◎伊藤滋夫氏

べをするわけです。「売買契約書」のようなものがあればいいのですが、ないこともあります。そうしたときに、「売主と買主が会っていた事実」あるいは「買主が土地を物色していたという事実」などがあったとしますと、売買契約書がなくとも、さまざまな事実を総合して、売買契約の締結を推定することができる場合もあります。

このように、要件事実の存在を推測させて認定させるような（推認させるような）、つまり要件事実の存在の認定に役立つような事実を、間接事実と申します。ただし、ある一つの事実だけで十分というわけではなく、複数の間接事実が必要とされることが多いと言えるでしょう。要件事実を勉強しているときには、何が要件事実で、何が間接事実かが混乱してしまうことがあります。この区別は非常に大事です。なぜかといいますと、弁論主義といまして、裁判所は裁判において、当事者が主張しない要件事実を事実として認めて判断することはできないからです。その一方で、間接事実の認定には当事者の主張は要しないということがあります。

訴訟においては、裁判官は要件事実の

存否の判断を組み合わせて合理的に事実認定に関する判断をしていきます（自由心証主義。要件事実の存否の判断をする際に間接事実も重要な役割を果たします）ので、要件事実と間接事実とを区別し、そしてどのような事実の重点を置いて主張立証するかを裁判官の判断のポイントに大きな影響を与えることとなります。

こうした要件事実論が理解できていると、判例を勉強していくときに、裁判官が書いた判決文の判断の構造がよくお分かりになると思います。さらに、税務調査を受ける場合や異議申立てをする場合、審査請求をする場合などにおいて考慮すべきポイントは何かを考えると、ときにもお役に立つことでしょう。

II 要件事実の考え方

一 民事訴訟

法的判断の構造と事実判断の構造

法的判断の基本的構造は

要件事実の存否の判断の組み合わせ

まず、民事訴訟における法的判断の基

本的構造を見ていきます。司法研修所や法曹界では、「ブロック・ダイアグラム」というもの（事例(1)の末行にある図のようなもの）を用い、主張された事実の要点を訴訟物、請求原因、抗弁、再抗弁と整理して相互の事実関係を見ていきます。

ここで、きわめて簡単な、よく例として挙げられる土地の売買の事例(1)を題材として進めてまいりましょう。

Xが土地の売主、Yが買主です。訴訟物は1億円の売買代金請求権（厳密には、

事例(1) 土地の売買代金請求訴訟

X = 土地の売主、Y = 土地の買主

Xは、Yに対し本件土地を代金1億円で売ったとして、その代金1億円の請求訴訟を提起した。Yは、同売買契約の成立したことを認めたが、本件土地の近くに地下鉄の出入口ができるから買うのだとXに明言して、買ったのだが、それは事実とまったく違っていたので、同売買契約には要素の錯誤があって無効であると主張した。これに対し、Xは、Yがそのような信じたのは、不動産仲介業者のAの言だけを信じたためであり、他に何も調査をしなかったのだから、そう信じたことにつきYに重大な過失があるのだから、同売買契約が無効であると主張することはできないと主張した。

- 訴訟物 = 1億円の売買代金請求権
- 請求原因 = Xの最初の主張
- 抗弁 = 請求原因に対するYの主張
- 再抗弁 = 抗弁に対するXの再主張

売買契約の成立 ← 要素の錯誤 ← 表意者の重過失

同請求権が存在するとの原告の主張)、請求原因は売主であるXの主張(売買契約の成立)となります。それに対する抗弁が買主であるYの主張で、この売買契約には要素の錯誤(思い違い)があったために無効であるというもの。その要素の錯誤というのは、地下鉄の出入口ができると聞いていたからその土地の購入を決めたのに、その話はまったく事実とは違っていたことが分かったということなのです。

そこでXが再抗弁として、Yは不動産仲介業者のAが言った「地下鉄の出入口ができる」という言葉だけを信じて買ったのであり、自分でその他の情報を調べていないという重過失があったのだから、やはり契約無効とは言えない、という主張をしたという事例です(民法95条参照)。

要件事実というのは、主張の全体の流れとして言いますと、「常に後ろにある主張が前にある主張の効果を妨げる」という構造になっています。つまり、上記事例でも分かかりますように、抗弁は請求原因の後に来る主張、再抗弁は抗弁の後に来る主張ですが、抗弁は請求原因に働き、再抗弁は抗弁に働きます。したがって、この場合の売買契約は、成立すれば、抗弁がない限り有効ですが、抗弁の要素

の錯誤が存在した場合には、同契約は無効であって、売買代金請求権は発生しない。ただし、再抗弁の「表意者(この場合は買主)の重過失」が存在した場合には、抗弁の錯誤の主張は許されないので、結局売買契約は有効であったと言ってよく、したがって売買代金請求権が発生するということになります。

この事例の場合、Yがその内心だけで、「地下鉄の出入口ができると思った」というだけでは売買契約は無効にならないのですが、例えばXとYとが取り交わした書類の上などでも、Xにも分かるような形でYの買う動機が表れており、その上で1億円の売買があったのに、実際には地下鉄の出入口ができるといふ話は全く間違っていたという場合などには、Yの抗弁は認められるので、基本的にその契約は無効ということになります。しかし、例えば、たまたま当該不動産仲介業者のAはあまり信用できる人物ではなく、その人の情報だけを鵜呑みにしたということが証明されたとしますと、すなわち、Yの重過失があったと認められたとしますと、抗弁が結局は排斥されて、請求原因が認められ、契約が有効に成立したと認められることになります。

このように、契約の成立というものは無効原因がない限り、ひとまず有効と考えます。そして要素の錯誤があったときは無効であるが、そこに重過失があれば別である——というふうに考えるのです。すなわち、原則と例外の組合わせで判断は成り立っているということです。

そうすると「何を原則と考えるか、何を例外と考えるか。」ということが非常に重要になってきます。売買契約は、それが成立すれば原則として有効であるが、例外はないわけではない。その例外というのは、例えば要素の錯誤がある場合であって、要素の錯誤があったら原則として無効になる。原則として無効というのはどういふことかという、重過失があったら、例外として無効とは言えないので、結局有効であるということになるのです——。このように考えていくのです。

常に「何が原則か」「何が例外か」を考える。そしてその判断は、最終的には、関係する実体法の制度の趣旨を立証ということが問題となる訴訟という場において最も適切に実現するためには、どのように考えるべきかというところに迫っていくわけですが、まず基本的には要件事実の考え方というものは、原則と例外の

考え方だということを少しでも念頭に留めて頂ければ、それだけでも、私のお話は意味があるということになります。

請求原因、抗弁、再抗弁、再々抗弁と並べ「○」「×」で整理して考えてみよう

このような裁判官による判断の構造を「○」「×」の記号で下図のようにしてみると分かり易くなります。この「○」「×」は認否（事実を認めるとか否認するとかいう当事者の態度）を言うのではなくて、請求原因などの当事者の主張が裁判所によって、理由があると判断された（認められた）か、理由がないと判断された（認められなかった）かということだと考えてください。

例えば①は請求原因だけあって、抗弁が何もない。つまり請求原因が認められたら、それだけで原告勝訴であるという場合を示しています。

それぞれの主張をする当事者を考えてみると、1番目の請求原因が原告であって、その後、奇数にあたる順番が原告、偶数にあたる順番が被告ということになっています。つまり1番目の請求原因と3番目の再抗弁が原告、2番目の抗弁と4番目の再々抗弁が被告というわけです。

そして、最後の部分が原告の主張立証責任がある部分で、それが「○」か、最後の部分が被告の主張立証責任がある部分で、それが「×」ならば、原告勝訴となります。

例えば①は、請求原因が認められ、抗弁がなかったたので、原告勝訴となります。②は抗弁が「×」となっていますが、これは被告の主張がないわけではなくて、被告の主張があっても認められなかった場合ということですが。したがって原告勝訴ということですが。

原告勝訴の例で一番複雑な④のケースを見てみますと、請求原因が認められ、抗弁が認められ、再抗弁も認められた。しかし再々抗弁は認められなかったということですが。これは結局、再抗弁が「理由がある」ということになりますので、抗弁が理由がなくなり、請求原因が理由があることになって、原告勝訴ということになるわけです。

逆に原告敗訴（すなわち、被告勝訴）の場合も、同様の考え方で行けばよいわけです。

⑤は、原告の請求原因自体が理由がないということですから、原告敗訴（被告勝訴）ということになります。例えば、

○は「理由がある」、×は「理由がない」の意味である。

結論：以下の場合には、いずれも原告勝訴

請求原因○……①

請求原因○←抗弁×……②

請求原因○←抗弁○←再抗弁○……③

（上記売買代金請求訴訟の事例の場合）

請求原因○←抗弁○←再抗弁○←再々抗弁×……④

結論：以下の場合には、いずれも原告敗訴

請求原因×……⑤

請求原因○←抗弁○……⑥

請求原因○←抗弁○←再抗弁×……⑦

請求原因○←抗弁○←再抗弁○←再々抗弁○……⑧

保証契約は書面によらないと効力がないということになっています（民法446条2項）。したがって、保証契約を締結するに当たって書面が何もなかったときは、保証契約は効力がないわけですから、原告が保証債務の履行請求訴訟を提起したときにおいて、原告主張の請求原因事実（書面によったことが何も主張されていない）に書面によったことが何も主張されていないならば、その請求原因事実からは保証債務は発生したとは言えないということになります。そのときには、抗弁がなくとも、原告敗訴（被告勝訴）となるわけ

です。このような場合が、これに当たります。もちろん、請求原因事実で書面によって保証契約が成立したと主張されていても、その点が争いになり、立証されなければ、同様に、抗弁を待たずして、原告敗訴（被告勝訴）となります。この場合も⑤の場合に当たります。

このように、「○」「×」で考えると分かり易いと思いますので、請求原因、抗弁、再抗弁と並べて整理してご覧になってみるとよいのではないかと思います。

「事実の存否が要件の内容になっている」「事実的要件」 「評価の存否が要件の内容になっている」「評価的要件」

現在の要件事実論の非常に進んだ部分が「事実的要件」と「評価的要件」の問題であります。昔はあまり「評価的要件」とは申しませんが、過失といった規範（……をしてはいけないというような物事の規範）を念頭に置いて「規範的要件」という言葉を使っていました。この評価的要件というのは私が使い始めた言葉なのですが、最近の文献ではこの「評価的要件」という言葉が多く使われるようになっていきます。要件の性質が問題となるのは、すぐに次にお話しすることからお分かり頂けます

すように、重要なものは、その要件の内容が「事実を述べたもの」か「評価を述べたもの」かということであり、述べられている評価の内容が「規範的なものである」か、「非規範的なものである」かではないからであります。評価的要件という問題は非常に今の要件事実論の重要な役割を占めているところであります。租税法でも数多くの評価的要件があります。この評価的要件という考え方をぜひ頭に入れて頂きたいと存じます。

考え出せば、これはなかなか厄介な問題です。事実と評価の区別ということとは、哲学で言ったらこれはもう非常にややこしいことでもあります。しかし、訴訟の理論として、そのようなことを言っているも、どうにもなりません。詳しい説明を申し上げている時間はありませんが、事実（例えば、金銭を渡したという事実）というのはそれをストレートに立証することが性質上できますが、評価（例えば、過失とか無實力とかいう評価）というのはそれをストレートに立証することができず、どうしても、そのような評価ができる根拠となる事実を立証して、その評価の正当性を根拠づけるほかはありません。

租税法では、この評価的要件がよく出

てきます。「著しい」とか「不当な」又は「相当な」とか。そういうのは全部評価的要件です。例えば、「著しく低い価額」という文言のある条文があった場合、その「著しく低い価額」というのはどの程度に低い価額をいうのかということとは証拠からすぐには立証できません。

それから、とても興味深い事件で話題になった、外れ馬券の購入経費が、当たった馬券による収入のための必要経費に該当するか否かが問題となった事件では、今年3月に最高裁で判決（最高裁平成26年（あ）第948号 所得税法違反被告事件・平成27年3月10日判決——裁判所ウェブサイトに）が出ました。その判決は、「馬券を自動的に購入できるソフトを使用してインターネットを介して長期間にわたり多数回かつ頻繁に網羅的な購入をして当たり馬券の払戻金を得ることにより多額の利益を上げていた人の収入は、たまたまあるときに買って馬券が当たって払戻金を得ているという偶発的なものではないから、そうした行為による所得は、その行為の期間・頻度、利益発生規模・期間その他関係する状況を総合的に判断して、一時所得ではなく雑所得に該当し、かつ、外れ馬券の購入費も必要経費に当たる。」

という趣旨の判決でした。この裁判では、所得税法37条1項に定める、ある「収入金額を得るため直接に要した費用」というのは何か、「所得を生ずべき業務について生じた費用」というのは何かという問題がクローズアップされたわけですが、このような「直接に要した」とか「業務について生じた」とかいうものも、もちろん事実ではなく評価であります。

例えば、ある人物に渡された役員給与が「不相当に高額な」ものであるかということが問題になるとします（いわゆる過大給与の問題です）。その役員給与が不相当に高額なのかということは、証拠から直接に立証することはできません。給与を渡したというようなことは事実ですから、証拠から直接に立証することができますが、それとは、要件の性質が異なることに注意しなければなりません。

事実判断の基本的構造と 法的判断の基本的構造の違いを理解する

今までは、要件事実による判断の仕方をお話ししてきたのですが、ここで、事実判断の構造についてもお話をしておきましょう。法的判断の構造と事実判断の



構造というのとはよく関連をしていますが、やはり違ってするので、注意しなければなりません。

法的判断の構造、つまり要件事実による判断の構造を説明するには、弁済の例が一番分かり易いでしょう。例えば、発生した売買代金債務又は貸金返還債務は弁済により消滅しますが、これは、一種の法的ルールとして仕分けをした結果、そのように考えることにするわけです。

そして弁済の有無が問題になったとき、「弁済したという事実」を主張立証するのは債務者側であり、債権者側ではない。

債権者側は、「あなたが弁済をしていない事実」ではなくて「あなたにお金を貸した事実」を主張立証する必要がある、というふうに考えるわけです。そしていづれの側も、証明がない限りは事実として認められないとするのが、要件事実の法的判断のルールであります。つまり、どちらにどのような主張立証の責任があるのかを法的判断のルールとして決定して整理して考えていくものです。

ところが事実判断のルールは少し違って、そういった約束事はないというように考えます。ちょっと極端な事例ではありますがありますが、不法行為による損害賠償請求事件の事例(2)（私の考えた架空の設例）をご覧ください（次頁）。ある傷害事件で、Xは、Yに刺されたと主張しており、傷害行為があった時刻のほんの少し後に、Yが現場と少しだけ離れた場所にいた。その凶器は非常に特殊な形の刃物であった。そしてYの家からは犯行に使われたと同種と思われる、その特殊な形の刃物が発見された。さらにYは、Xに対して非常に強い恨みを持っていた——などの事実が証明されたと仮定してみましょう。ここまでの事実が証明されていれば、少なくとも民事訴訟では、他に特段の事

情がない限り、「Yが不法行為の加害者である」とほぼ認定がされるだろうと思いますし、皆様方も常識的にそれでよいとお考えになると思います。

ところが、その後の調査で、Yは一卵性双生児で非常によく似た兄弟のAがおり、傷害行為があつた時刻のほんの少し後に、Aが現場と少しだけ離れた場所にいたことが分かった。さらにAの自宅からも同様に非常に特殊な形の刃物が発見され、AもYと同様、Xに対して非常に強い恨みを持っていた。——。そういう主張がYから出てきたとします。

これは極端な例ではありますが、現実には絶対にあり得ない例とも言えません。

一卵性双生児の方々は、ある程度の数の割合でおられるわけですし、兄弟ですから、特殊な形の、凶器となり得る刃物を集めるといった共通の趣味を持つこともあるでしょう。それから同じ人に対して強い恨みを持つこともあり得ることだと思えます。

そうすると、Yの主張した事実をも含めて、事実の全体を総合的に勘案してみると、不法行為がYによってされたというかなり強い疑いを持ったとしても、「Aによる犯行であることを示す方向に

事例(2) 不法行為による損害賠償請求事件

Xは、下記①の傷害行為をしたのはYであると主張し、Yはこれを否認している。

○年○月○日21時、○市○町1丁目1番地先の暗い路上で、Xは、背後から、Yとは断定できないが、Yに極めてよく似たとは断定できる者により、極めて特異な形態の刃物で刺されて、そのままその場に前向きに倒れた(①証明された事実)。同日21時2分ころ、同路上から北方に50メートルほど離れた場所にYがいた(②証明された事実)。Yは、犯行動機として十分と考えられるXへの強い恨みがあり、○年○月○日の翌朝に上記の刃物と同種の極めて特異な形態の刃物を上記①の場所近くの自宅に隠し持っていたことが、後日判明した(③証明された事実)。

○年○月○日21時3分ころ、同路上から南方に50メートルほど離れた場所に、Yの一卵生双生児でYに極めてよく似たAがいた(④Yが主張しXは否認している事実)。Aは、Yと同様に、犯行動機として十分と考えられるXへの強い恨みがあり、Yと同様に、○年○月○日の翌朝にYが所持していた上記の刃物と同種の極めて特異な形態の刃物を上記①の場所近くの自宅に隠し持っていたことが、後日判明した(⑤Yが主張しXは否認している事実)。

以上の事案において、仮に④及び⑤の事実関係を全く考慮しなければ、上記傷害行為(不法行為)がYによってされたか判断してよいものとする。しかし、実際には、④及び⑤の事実の存否が争点となっていて、この両事実の存否について証拠調べがされた。証拠調べの結果、④及び⑤の事実が存在したとの非常に強い疑いがあることになったが、④及び⑤の事実が証明された(④及び⑤の事実の存在が確定された)とまでは言えない状態であった。

働く④と⑤という事実の証明がない限りYを加害者と断ずる」という考え方は不合理であると思われませんか。

私がいろんな人と議論をした限りでは、Yの主張している④と⑤の事実が証明されなくても、そのような事実があつたとの疑いが非常に強いのであれば、「Yが加害者である」とまでは言い切れないという人が多かったと思います。

この場合に、もしも、要件事実の考え方である法的判断の構造(抗弁が証明されない限り、証明された請求原因に基づく法律効

果の発生を認めてよいという判断の構造)に従えば、Xの主張している①～③の事実が証明されている以上、Yの主張している④と⑤の事実が存在するとの疑いが非常に強くても、その存在が証明されない限り、「Yが加害者である」と認めてよいということになります。ここで問題にしているような事実の認定をする場合、すなわち事実判断をする場合には、そのように考えることは間違いである、と私は考えます。このときの判断の構造(事実判断の構造)は、法的判断の構造とは異

なると言わなければなりません。

すなわち、事実認定の考え方（事実判断の構造）は、要件事実の考え方（法的判断の構造）とは、共通するものもありますが、重要な部分で異なり、あるがままの状態です。事実全体の状況を考慮して判断をすべきだということであり、このことは非常に重要なこととして、ここで強調しておきたいと存じます。

二 租税訴訟

法的判断の基本的構造

さいたま地判平16・4・14『判タ』1204号 299頁における法的判断の構造

民事訴訟における要件事実の考え方は、租税訴訟においても、基本的には、同様に当てはまると言えます。

大きく言いますと、租税訴訟というのは、まず課税処分があって、それは違法だということで原告が取消しを求めものが重要であると考えます。その場合、請求原因は課税処分の存在とその違法性の指摘ということになります。そして被告は抗弁として、課税処分が適法だということを中心立証します。一方、原告は、

抗弁として主張された事実を否認することもできませんし、抗弁として主張された事実と異なるが両立する事実、すなわち、当該課税処分が違法であることの根拠となる事実を再抗弁として主張立証することもできます。

ここで、さいたま地判平成16年4月14日（判タ1204号299頁）の判断の構造を題材として考えてみましょう。

この判決の事案は、原告（納税者）は、所得税法64条2項（保証債務を履行するために行う資産の譲渡の特例）を適用して所得税確定申告を行ったが、被告（課税庁）は、当該特例は適用できないとし、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定を行い、原告が同各処分の取消しを求めた事案です。その事案の概要は、下記のまとめ（囲んだ部分内の記載）の通りではありませんが、実際の判決文の書き方には若干の問題があるように思います。

本訴訟において、被告（課税庁）は、保証債務を履行し、そして求償権の行使ができずに保証債務を履行した分が回収できなかったというだけで譲渡所得に対する課税処分を免れることはできない、つまり、保証債務

を履行する「やむを得ない理由」があると認められないときには、当該保証債務の特例が適用できないことを詳細に主張しました。そして原告は、譲渡所得はあったのだが、それは保証債務の履行のために土地の譲渡を行ったのであって、求償権の行使によっては回収できなかった、つまり利益は得ていないから譲渡所得には当たらない、したがって課税処分は不当であると主張しました。その際、原告

さいたま地裁平成16年4月14日判決

(LEX/DB 文献番号 28092285、『判例タイムズ』1204号299頁)

＜所得税更正処分等取消請求事件＞

【事案の概要】原告が、自己所有していた土地の譲渡に係る所得の金額の計算において、所得税法64条2項に規定する保証債務の特例を適用した所得税の確定申告につき、被告が、本件特例は適用できないとして更正処分及び過少申告加算税の賦課決定をしたところ、原告が同各処分の取消しを求めた事案で、本件特例の適用を受けるためには、実体的要件として、納税者が債権者に対して債務者の債務を保証したこと、同保証債務を履行するために資産を譲渡したこと、保証債務を履行したこと、同履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなったことが必要であり、それ以上に債権者の請求があったことや主債務の期限到来などの要件の充足が要求されているとは解し得ないから、本件では本件特例の要件は満足されているとして、本件特例の適用を否定する被告の種々の主張を斥け、本件各処分の取消しを認めた事例。

は、被告の前記主張は法律上不要な要件を付加するもので不当であるとの主張をしましたが、被告の言う「やむを得ない理由」があつたという主張もし、判決文もそのような原告の主張も詳しく書いています。

本件の争点は何か。ここが大事なのですが、保証債務を履行する「やむを得ない理由があること」が特例適用のためには必要であるという被告の主張が非常に強く出ているために、一見すると、判決文は、どうもその被告の主張を軸にして書いているようにも読めるのです。裁判所は正しく要件事実を理解してきちんと要件事実を書いておりますが、判決文を読む者の立場から言うと、「やむを得ない理由があること」が必要であるとする被告の主張がそれ自体として正しいかどうか争点になっているかのような印象も受け、その争点が要件事実論的によいような位置付けになっているかが、分かり難いような感じの書き方になっているのではないかと思えます。詳しくは、次に述べる裁判所の考え方を参考にして、直接に判決文でご確認ください。

裁判所は、特例適用には「やむを得ない理由があること」は必要なのではなく、

①債務を保証したこと、②保証債務履行のための資産を譲渡したこと、③保証債務を履行したこと、④保証債務履行に伴う求償権の行使ができなかったこと——の4点を充足していれば十分であり、譲渡所得がかかるいわれはないという、正しい仕方での判断を下しました。これらの事實は、要件事実論の視点から言えば、原告の再抗弁であるわけですが、結局、本件のこの点に関する争点は、再抗弁がこの内容で足りるかということになり、そのような視点から判決理由を読んでみると、分かり易いと思います。

適用すべき所得税法64条2項の規定には「やむを得ない理由があること」などということは何も書いていないし、同条の趣旨とするところを考えても、何もの趣旨とする必要とすると付加してそのような理由を必要とすると付加して解釈をしなければならぬとも考えられません。

注目して頂きたいのは、原告の再抗弁の要件として、「やむを得ない理由があること」という要件が付加されるのか否かの視点が重要であるということです。所得税法に書いてあるように、保証債務があり、保証債務履行のために資産の譲渡を行ったが、求償権の行使ができず回

収できなかったという事実を主張立証すればそれで足りると考えるべきです。

被告が必要であるとして主張した「やむを得ない理由があること」という部分は、原告が再抗弁として主張立証すべき内容には当たらないということなのです。右に述べたことだけで原告の再抗弁が理由があり、そのため、被告の抗弁は理由がなくなつて、原告の請求に理由がある、という判断になるのです。

判決文では、一見、「やむを得ない理由があること」という被告の主張の部分が強く出ているように読めますが、被告が抗弁として主張した内容（課税処分の適法性の評価根拠事実）を排斥するために、原告が再抗弁として主張する必要がある事実はどのような事実で必要かつ十分かという視点から、事実の主張の性質付けをして、判決文をお読みになると、非常にこの判決文が理解し易くなると思えます。このように、判決文の理解がし易くなるというのも、要件事実論の重要な効用の一つと言えます。それは、要件事実論が裁判官の法的判断の構造を考える理論であり、かつ、判決文の重要な部分があり、裁判官の法的判断の構造を示したものであるからであります。

上記さいたま地判の判決文の書き方については、拙稿「民事事件・租税事件の判決を読む——要件事実論の視点から(下)」(『税経通信』2009年8月号29頁以下)で詳しく説明しているのでご参照頂ければ幸いです。

更正処分取消訴訟における 法的判断の構造

租税訴訟の基本はどこにあるかという
と、少し率直な言葉で言えば、課税処分
の基本的性質(本質)は、国が国民から
お金を取り上げてしまうというものです。
現役の裁判官のした研究報告の結果であ
る、司法研究報告書も、「侵害処分」と
いう言葉を使っていますが、侵害処分と
いうのは、国民の権利を侵害する性質の
処分のことを意味しています。国が国民
からお金を取り上げるのは、そのこと自
体の性質に着目すれば、それは、国民の
権利を侵害するものであるわけです。も
ちろん、正当な課税処分は、結局は、国
民の権利の侵害にはならないわけですが、
そのような正当な課税処分であることは、
侵害処分という性質を有する課税処分を
した国(課税庁)がきちんとその根拠を

説明しなければならぬというように考
えるべきです。これが、課税処分の取消
訴訟についての考え方の出発点となる重
要な基本的考え方です。

そうすると課税処分の取消訴訟におい
ては、課税処分があり、納税者が「違法な
処分だ」という指摘をすれば、国(課税庁)
はその課税処分は適法だということを、
根拠となる事実を具体的に示して、主張
立証しなければなりません。それは租税
法全体の制度の趣旨によるわけです。課
税処分の取消訴訟における問題の解決は、
租税法の制度趣旨が何であるかというこ
とをよく理解し、そして要件事実論の一
般的な手法を組み合わせれば、合理的に
結論が出てくるはずだと言えましょう。

次に、事例(3)を見てみましょう。課税
処分は、申告納税制度の下では、実際上、
更正処分の取消訴訟の形で問題となりま
す。そして、更正処分が侵害処分である
とすれば、課税庁が、「収入はこの金額
で、経費は○○○万円以下である。だか
ら所得はこれだけある。」ということをも
抗弁として主張立証すべきであります。
納税者が、経費の発生を最初から積極的
に主張立証しないと、経費が全く認めら
れないことになるわけではありません。

しかし、先ほど言いましたように、要
件事実の考え方は原則・例外という思考
方式ですから、ご承知の通り、経費とい
うのにはいろいろなものがあるので、課
税庁において、およそ予想もできないよ
うな、きわめて特殊な性質の経費につい
てまで、課税庁において、その不発生を
主張立証しなければならぬ、と考える
のも相当ではないと考えます。例えば、
「至近距離の突然の違法工事による工場
屋根の破損の修繕費」は、特殊な性質の

事例(3) 更正処分取消訴訟における判断の構造

請求原因：課税処分を特定して、同処分は違法であるとの指摘。

抗弁：収入マイナス経費 [○○○万円以下である]

更正処分の適法性の評価根拠事実

再抗弁：特別経費の発生(至近距離の突然の違法工事による
工場屋根の破損の修繕費 [○○○万円を□□万円超
える])

更正処分の適法性の評価障害事実

抗弁で原則的に発生する経費が○○○万円以下であるとな
り、再抗弁でその例外として特別に発生した経費という構造と
なっている(ここにも、要件事実の考え方の基本である、「原則・
例外」の考え方が表われている)。

経費であると言うべきでしょう。つまり工場を経営して利益を得たが、近所で突然違法な工事があり、自社の工場の屋根が破損した。つまり原則としての経費は、課税庁の主張するとおり、確かに〇〇万円しかかかっていないが、このような理由で屋根の修理のために特別経費として□□万円が余分にかかったということがあった場合には、そのような特別経費は、原告のほうで主張立証すべきであると考えます。ただ、実際上非常に難しいのは、どのような性質の経費から特別経費として原告に主張立証責任があるべきかであります。貸倒損失なども、そうした問題の重要なものの一つであります。貸倒損失を当然に特別経費として、常に納税者に主張立証責任があるようにする考え方（又は、これと実質的に同様となる考え方）があるとするれば、そうした考え方には、なお十分に検討すべき点があると考えています。

こうした問題をどのように考えるべきかの最終的な決定基準は「立証の公平」です。そして、立証の公平を通じて、実体法の制度趣旨が訴訟の場で最も適切に表現できるようにすべきであり、そうすることが、この「立証の公平」に適用

とになると考えます。したがって、納税者だけの立場で言いますと、国のほうが今述べたような非常に特殊な性質の修繕費についても、その不存在を主張立証すべきだということになるのかもしれないが、そう考えることは、租税法全体の制度趣旨を考えると、少々の主張立証責任（主張責任と立証責任は一致します）が重すぎることになるでしょう。

Ⅲ 要件事実の考え方のポイント

「最も本質的なことは何か」を考えながら、実体法の制度趣旨を追求する

要件事実の考え方のポイントは、非常に難しいことですが、「当該事柄の最も本質的なことは何か、そしてその例外はないか、あるとしたら何であるか」を考えることです。

ですから、価値観が非常に異なる問題ではあるのですが、例えば生命倫理の問題はたくさんございますね。新聞紙上でも代理母出産の当否というのが問題になります。その代理母出産の問題も、親子の問題を考えるのか、あるいは代理母と

依頼者との間の問題を考えるのか、それとも代理母出産一般を考えるのかでいろいろと考え方も違ってくると思いますが、代理母出産の本質というのは「他の方に産んでもらう」ということです。その上で出産に他の人の体を使っているのか、それとも、こういう理由があるから正当であると言えるのか、といったことを考えていくのです。

このように、要件事実論の考え方というものはさまざまな分野に利用できます。我田引水的な言い方かもしれませんが、著名な法哲学者（法論理学者）の中には「要件事実論の考え方は現代論理学の考え方と同じである。」と言っておられる方もあります。

ただ問題は、「何が最も本質的な（最も原則的な）ことであるか、何が例外となることか。」ということを考えるのが大変難しいということです。これはそう簡単には分かりませんが、最終的には、先ほども申し上げた通り、その実体法の制度趣旨の問題にかかわってくるものです。したがって、租税訴訟で言えば、租税実体法の制度趣旨の本質は何かを十分に検討して頂くべきではないかと思えます。

第2部 対談

事実は要件と
評価的要件の違い

増田 要件事実論の本質について、第一人者の伊藤滋夫先生の講演を拝聴できたことは本当に有益でした。伊藤先生の要件事実論を租税法に展開することによって、租税法主義の予測可能性を高める最大のツールを手に入れることができると確信しております。租税法の学界でも伊藤先生の理論は非常に注目されております。

皆さんの理解を深めるために、ここからは質問形式で、あらためて伊藤先生にお話を伺ってまいりたいと思います。

先ほど、要件事実論というのは裁判官による法的判断の構造を説明する理論であるというお話がありました。税理士の方たちは、クライアントから「先生、この節税対策は課税上問題がありませんか？」という相談を受けることがたくさんあると思います。この「課税上問題がありませんか？」という質問の趣旨は、何を想定しているかというところ、まさに「万

◎伊藤滋夫氏・増田英敏氏



が一、税務署と訴訟になっても勝てますね？」というところまで確認しているのだと思います。

税理士としては「租税法のとおりに申告すれば心配ないし、訴訟は回避できる」と考えられると思うのです。では、「租税法のとおり」とはいかなる意味なのか。それは、突きつめていくと「裁判官の適法性判断の方法とはいかなるものか」を考察することになるのではないのでしょうか。

先ほどのご講演で、要件事実の存否、そしてその組み合わせによって裁判官は法的判断を下すというお話をして頂きました。その上で、要件事実というのは**は事実的要件と評価的要件の二つに区別しなければいけない**ということでしたが、この区別についてももう少しご説明をお願いしたいと思います。

伊藤 はい分かりました。事実的要件と評価的要件のまたもう一つ基礎にある考え方は、事実とは何か、評価とは何かという話になります。

先ほども少し申し上げましたが、それは根本的には哲学的な問題になるわけです。哲学者のような方と話しますと、「ここに見えているのは実は仮の姿であって、



創価大学名誉教授・弁護士 伊藤滋夫氏

博士(法学)名城大学。昭和31年東京地裁判事補に就任以後、司法研修所教官、司法試験考査委員、法制審議会部会委員、東京高裁部総括判事などを歴任し、平成7年依願退官。同年弁護士登録。創価大学法科大学院教授、法科大学院要件事実教育研究所長などを経て、現在、同大学名誉教授、同研究所顧問。主な著書に『事実認定の基礎』(有斐閣)、『要件事実の基礎[新版]』(有斐閣)、『要件事実・事実認定入門(補訂版)』(有斐閣)、『民事法学入門』(有斐閣)など。

本当は違うのかもしれない。」などと、煙に巻かれたりするわけですね(笑)。

けれども民事訴訟ではそういうことを言っている、実際上訴訟ができませんので、何をもちて事実というかというところ、例えば私が「ここにコップがある。」と申し上げる。すると皆様は、目をつむっていても「あ、そこにコップがあるのだな。」と思われると思います。ところが、私がある人を紹介するときに「この人が代理権を持っていると信ずべき正当な理由がある。」と言っても、それはどうい

うことか、その正当な理由とは何なのか、すぐには皆様に伝わらないですね。

つまり、ある言葉を発したときに、他の人が発言者と同じようなイメージを持てるものが「事実」と考えるほかありません(哲学的には、言語によって異なる人が共通のイメージを持つことができるかも問題であるようではありますが)。そのような共通のイメージを持てるものであれば、それをそのまま具体的な攻撃防御の対象として不都合はないということになります。そのようなものを「事実」と考えることに

なります。そして、その「事実」はそのまま民事訴訟では直接に証拠によって、立証して構わないことになります。

ところが、例えば民法110条では、民法109条「本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。」と規定されていますが、この「正当な理由」という言葉はもう少し具体的に言ってくれないと分かりません。

例えば交通事故で過失があったと言われたときに、ではその過失とは何だろうか。スピード違反もあるでしょうし、脇見運転もあるでしょう。そういう具体的なことを言わないと他の人がイメージできないような言葉による表現を「評価」といい、そういった評価を内容とする要件を**評価的要件**というわけです。債務不履行の場合において、「債務者の責めに帰すべき事由」があったら損害賠償をしなければいけない、ということの内容とする要件を仮に考えたとすると、それも**評価的要件**ということになります。

弁済の例で言えば、弁済したら債務が消滅するという条文が、現行民法には、ちよつと不思議と言えは不思議ですが、



専修大学法学部教授・弁護士 増田英敏氏

法学博士(慶応義塾大学)。平成15年4月から現職。平成22年3月弁護士登録、増田法律事務所を開設。現在、租税法務学会理事長、租税法学会理事、日本税法学会常任理事、地方裁判所民事調停委員、公益財団法人租税資料館評議員。主な著書に『納税者の権利保護の法理』(成文堂)、『リーガルマインド租税法』(成文堂)、『紛争予防税法』(TKC出版)など。

ないのですけれども、もし「債務の弁済をしたら当該債権は消滅する」という条文があったとすればその条文で定められている要件は、「弁済した」という事実を内容とする事実的要件と言ってよい(少なくとも普通は、そう言える)でしょう。

評価的要件と事実的要件はいつも区別して考えるべきで、評価的要件の場合は、さらにきちんと根拠になる事実(評価根拠事実又は評価障害事実)を言う必要があります。

税務訴訟の場合には、評価的要件は、

既に申し上げたように、いくつもありますね。例えば、ごくありふれた例の「必要経費」もそうです。「経費がどれだけあって、どれだけ控除されるべきか」というための根拠となる具体的事実を示さないといけないのです。

評価根拠事実と 評価障害事実

増田 租税法では、多くの評価的要件にあたる文言が条文にちりばめられてい

ます。「著しい」とか「相当な」とか「過度な」といったものですね。今、伊藤先生が例示された必要経費については、実は所得税法37条で具体的な規定が置かれています。売上原価等の直接要した費用および販管費等の間接費用を必要経費と規定しています。これも「弁護士会役員事件」などで皆様もおなじみだと思いますが、そうすると例えば「直接必要性」というその評価的要件の立証のコツといましようか、評価根拠事実をいかに示せばよいのか。事実的要件と評価的要件を区別することが大事だというのは非常によく分かりましたが、評価的要件については根気よく根拠事実を積み上げていくという理解でよろしいのでしょうか。

伊藤 そうですね、根拠事実を積み上げていくというよりも、その評価を構成している要素となるものがどういうものかを具体的に考える、ということでしょうか。

例えば、国が「経費」として「100万円以下だ」というようなことを具体的事実を示して主張するわけです。そうすると今度は納税者のほうで、「あなたの評価根拠事実からは100万円という経費になるのかもしれませんが、その他に

実は50万円という特別な経費がかかっているのです」と、国の100万円という評価を障害する評価障害事実を主張立証していくことになります。

要素の錯誤の例で申しますと、例えば先ほど申しました土地の売買契約締結の事例で、「近くに地下鉄の駅の出入口ができる」ということを、土地の買手側が一般的にあまり信用できないとされているメディアから情報を得て、信用したとします。すると売主が、「その一部メディアの一つの記事を信用しただけで自分で何も調べていないでしょう。」ということをつたえます。そうすると、これは重過失の評価根拠事実を主張したということになります。

それに対して、今度は買主のほうが「そうした種類のメディアが、仮に一般的にあまり信用できないとされているとしても、私が見たのは、一般的にはそうした種類のメディアに属するものではあるが、不動産専門の媒体で、著名な専門家による、署名入りの立派な記事にそう書いてあった。それを信用したのは決して間違いではない。」と反論したとします。つまり、このように言うことよって、重過失といわれる評価を妨げる評価障害事

実を主張したということになります。

このように、ある評価を巡って、まずは、その評価の原則となるものは何かを考え、次いで、その評価の例外となるものは何かを考え、そして、そのそれぞれの評価の根拠となる具体的事実として、評価根拠事実と評価障害事実を考えると、ということになります。この場合、評価根拠事実と評価障害事実とは、異なる事実ですが、両立する事実でなければなりません（矛盾する事実では、評価障害事実が評価根拠事実の否認ということになってしまい、主張立証責任を両者に適正に分配することができません）。

増田 評価的要件については、評価するための構成要素は何なのかというのをよく考えて、そしてその要素になる評価根拠事実を一つひとつそろえていって主張立証するのだという理解でよろしいでしょうか。

伊藤 ええ。評価根拠事実、評価障害事実は全部要件事実ですから、弁論主義の働く訴訟ではそのような事実を主張しないと、裁判所はそのような事実に基づく判断をはいけないのです。例えば弁済したこと（要件事実）の主張がないのに、弁済したことを、仮に証拠があつ

たとしても、裁判所は勝手に判断してはいけないということなのです。

裁判所は、「こういう証拠がありますか、どうですか」と当事者に対して釈明権を行使することは、基本的には構わない（場合によっては、そうした釈明権を行使する義務がある）のですが、弁済の主張もないのに、釈明権を行使しないままで「弁済した」という証拠があるから弁済した」という判断をはいけないのです。そのような判断を裁判所がすると、相手方当事者にとっては、不意打ちになってしまつて、それに対する防御をする機会を奪われてしまうこととなって、適正な訴訟の進行の仕方とは言えず、違法となります。

評価根拠事実および評価障害事実は必ず、それを主張した上、立証する必要があります。ということですよ。

要件事実の視点を意識した判例研究を

増田 裁判官による法的判断の構造とというのは要件事実の存否の組み合わせによって判断することですが、民法や税法の条文は、どれが要件事実でどの

組み合わせによって判断がなされるか明確に理解できるように書かれていません。裁判官はどのようにして、条文の中から、これが要件事実で、これを組み合わせる判断するのだということを導き出していくのでしょうか。実務家である私たちに教えて頂ければと思います。

伊藤 大変に難しい、ある意味で素晴らしいご質問で回答するのに困るわけですが(笑)、それはなかなか容易なことではありません。ごく簡単に申しますと、それは勉強するしかないと存じます。

どのようにして勉強すればよいかと申しますと、きちんと要件事実を踏まえて書いている判決文を読むことが有益です。さらには、要件事実(主張立証責任対象事実)が何かについて判断をした判例もありますが、そうした判例の判文の表現は、「この点については原告に主張立証責任がある」というような書き方をすることが多いと思います。主張立証責任が、どのような事実についてどの当事者にあるかというのを、適切に根拠を挙げて判断した判例、また、そこまでの判断を明示して示してなくても、きちんと要件事実を踏まえて書いている判例を勉強して頂くのがよいのではないのでしょうか。

さらに言えば、どのような判例であっても(当該判例自体は、仮に要件事実をあまり意識して書いていないものであったとしても)、判例を読むときには、常にその判断の構造がどうなっているのかを考えながら、すなわち、要件事実の視点を念頭に置いて読むということが大事だと思います。例えば、先ほどのさいたま地判の場合には、先ほども申しましたが、保証債務を履行する「やむを得ない理由があること」が特例適用のためには必要であるかをそれ自体を他と切り離して争点として意識するのではなくて、保証債務の履行のために土地を売却した。それだけで(もちろん、今ここで考えている問題点とは直接には別のことである、回収不能などの要件が必要なのは当然ですが)特例適用のための要件を満たすかどうか。それ以外の要件が必要なのかどうかという視点から見ると、同じことが違って見えてくるはずです。

主張立証責任の所在を直接書いた判例、それから主張立証責任をきちんと意識して書いた判例は、ひよっとしたら必ずしも多くはないかもしれませんが、そういう判例も含め、いつも判例を読むときには、要件事実の視点を念頭に置いて、こ

れらを読むようにし、また、要件事実の基礎理論をきちんと勉強されることによつて、いろいろな具体的事例に適切に対応できるようになると思います。

そのときに私が何度も申し上げることは、実体法の制度趣旨が重要であるということと、不法行為の場合は、基本的には無関係の第三者との間で問題となることですから、不法行為による損害賠償を請求するほうが、「あなたにはこういう過失がある」ということを第三者に対して主張立証しなくてはなりません。これに対して、債務不履行による損害賠償請求は、債務不履行があったということがはつきりすれば、その不履行を追及されたのに対して、債務不履行を問われた側は、すでにある契約をして一定の債務を負っているわけですから、「その債務不履行が起きたのは、私の責任ではない」ということ、これは「債務者の責めに帰することができない事由」という言い方をしなければいけません。

例えば、私は、本日の所定時刻に来て講演をすることを前からお約束している身ですから、「今日絶対に遅刻しないよ

税務調査に要件事実論を どう展開するか

増田 最近では国税庁から「調査に活かす判決情報」などが各税務署統括官宛てに発信されております。まさに、この判決情報には、伊藤先生の本を引用しながら要件事実を解説されております。課税庁の側は調査に要件事実論を展開して訴訟に勝てる証拠収集を行うようにすでに努めているという状況にあります。

そうしますと、税理士の側も要件事実論を勉強しないと、今後税務調査の対応が難しくなると私は理解しております。それでは税理士は、税務調査に要件事実論をどのように展開していったらよいのでしょうか。この点につき、その手法や考え方をお教え頂ければと思います。

伊藤 私自身も税務大学校に行つて要件事実論の話をして、税務当局が非常に要件事実論に関心を持っているということを感じたわけですね。

租税訴訟になった場合には、課税庁と、納税者側を代理される税理士の皆様方が原告・被告に分かれて攻撃防御を尽くすわけですから、課税庁の方が要件事実論をしつかりやっている、納税者の方は

例外がまったくないとまでは主張立証できないから、例外となる事実があるならば（何をここでいう例外となる事実と考えるかは非常に難しい問題で、慎重に考える必要がありますが）、そのような例外となる事実については納税者のほうできちんと言主張立証していかなければならない、ということですね。その場合、租税法の制度趣旨を考えることが一番大事になってきます。

増田 侵害規範である租税法に基づいて課税処分をする場合には、課税処分を行う国側がまず立証責任を負うのだということですね。

今の伊藤先生のお話で、評価的要件や要件事実を条文からいかに導出するかという点についても具体的にご教示頂きました。要件事実論を意識して判例を勉強すると、「租税法のとおり」という租税法主義の法的思考を飛躍的に錬成していくことができるということが明らかになったのではないのでしょうか。

そうすると私たち実務家は、漫然と判例研究をすればそれで事足りるというわけではなく、要件事実論的考え方に立脚して判例を勉強していくことが非常に重要であることを確認できたと思います。

うに」と思ってこのリーガロイヤルホテルに来たわけですね。その場合、仮に開始時刻の3時間（予想される通常の必要時間の3倍ほど）も前に家を出たのに、大規模な交通事故があつて、私の自宅からここに来るための交通機関がすべて不通になつたため、所定の開始時刻までにここに来られず、講演ができなかつたとしても、それは、このように私ではどうすることもできない交通事故のためですから、それで債務不履行の責任を問われるのは勘弁してください、ということになります。それはそう考えてよいわけですが、この交通事情のような私の「責めに帰すことができない事由」があつたことは、私のほうで主張立証しなくてはならないということですね。

課税処分の基本的性質は、国（課税庁）が国民から金銭を取り上げていくものですから、課税処分は、きちんと租税法を守つて、租税法主義を厳格に適用すべきものです。ですから、国がその課税処分は適法であるということをきちんと言主張立証すべきものであるということです。しかし、国の方で主張立証すべき事実、原則となる事実であつて、国の方では、非常に特別のことになる例外まで含めて、

知らないというのでは、これは、訴訟における攻撃防御の面において、武器対等になっていないということになります。ですから先生方もぜひ要件事実論をよく研究なさって頂きたいと思います。要件事実論は、例えば税務調査を受けた際にも、現在の税務当局がどういうような具体的指針に基づいて調査をしているかを考えるのに有効であろうと思います。

納税者も適正な税務調査への協力義務があります。ですから納税者も、税務当局ときちんと協力して適正な納税をして頂きたいと考えております。

しかしながら、税務調査が適正に行われないというようなことが、もしもあった場合には、例えば、納税義務の発生原因となる要件事実にかなる意味においてもおよそ関係ないことを聞くような調査があった場合には（適正な税務当局はそういうことはしないと思いますけれども）、「いましておられる調査は、どのようなわけで、私の納税義務に関係があるのでしょうか。その点のご説明を頂きたいと思います。」とその調査の正当性及び理由をお尋ねになることは、納税者である国民の権利であろうと思います。

半面、先ほど特別経費の例を申し上げ

たように、納税者側で積極的に主張立証しないと不利益になる事実もあります。ですから、納税者側にも、ときに主張立証責任があることもあるということはきちんと理解されておかれたほうがよいと考えます。そして、先ほど申し上げたような意味での特別経費の発生ということ、納税者が訴訟で黙っていたら、裁判所はそれを斟酌できないわけですから、納税者の方で、そのような特別経費の発生原因になる要件事実をきちんと主張立証なさるべきであると思います。

したがって、税務調査におきましても、訴訟時と同様に、要件事実をきちんと主張立証されるのが望ましいでしょう。いつでも、お互いにマナーを守って、適法な、適正な攻撃防御を尽くすということが大事であろうと言えます。

以上、いろいろと申し上げましたが、時間の関係もあり十分に意を尽くしていない面もあると存じます。拙著に言及してまことに恐れ入りますが、本年6月に有斐閣から刊行されたばかりの拙著『要件事実の基礎 裁判官による法的判断の構造(新版)』において詳しく説明をしていますので、同書をご覧頂ければ幸いです。

増田 私の恩師の松澤智先生も、特別

経費については納税者がきちんと主張立証を尽くす必要があると説明されました。

TKC全国会では、毎月、税理士または会計事務所の職員がクライアント先を訪問し、証拠・帳簿等がきちんと整備されているかどうかをチェックする巡回監査を標準業務として行っています。これはまさに、要件事実を立証できる帳簿が整備されているかどうかの点検を誠実にやっているものと私は高く評価しております。また巡回監査の過程で何か問題点があった場合には、書面添付の実践によって、税務署に対してきちんとした説明をしていくという活動も行っております。そして、会員税理士の方々は、特にしっかりと判例研究も行い、「租税正義の実現」のために努力を続けておられます。

今回、伊藤先生にご講演いただいたことで、TKC会員の行う巡回監査や書面添付の法的意義などについてあらためて確認することにもつながったと思います。

伊藤先生、お忙しいところを税理士にとっても極めて有益な講演を頂き、本日は誠にありがとうございます。伊藤 こちらこそ、どうもありがとうございます。ありがとうございました。

(構成/TKC出版 篠原いづみ)